

資 循 第 2789 号  
令和3年8月13日

医療課長 殿  
薬務課長 殿

資源循環推進課長

### 在宅医療廃棄物の処理に係る周知について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る感染者が急増し、自宅療養者の数も急激に増えている状況の中、新型コロナウイルスに感染した患者が在宅中に使用した注射器や、地域医療の担い手である地元の医療機関が患者の自宅で行った医療行為に伴って排出される廃棄物の増加が見込まれます。

このような状況の中、廃棄物の収集や処理を行う事業者から、家庭ごみの処理に当たって、現場作業員の感染リスクを減らすため、在宅医療廃棄物の適切な処理について改めて医療関係団体あて県から周知してほしいとの要望が寄せられています。

家庭ごみの収集は、市町村直営で行う場合のほか、業者委託により行われている場合も多くありますが、特に廃棄物の処理業者については、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を担っている一方で、従業員数が少ない企業が多く、職域接種等によるワクチン接種が進んでいない実態もあり、廃棄物処理の業務継続には、廃棄物を排出する方々の理解と協力が不可欠と考えています。

については、在宅医療廃棄物の処理については、環境省における検討結果を踏まえ、日本医師会がガイドライン<sup>\*</sup>を作成していると承知しておりますが、市町村の分別区分に従い、感染の恐れのある注射針や針の外せない注射器、点滴針などは、医療機関で回収するなど、改めて在宅医療廃棄物の処理方法について、貴課関係団体あて周知していただくようお願いいたします。

※ 在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン（平成20年2月）

問合せ先  
指導グループ 工藤、安藤  
電話 045-210-4156（直通）